

八総第428号

令和5年3月24日

一般社団法人 大阪府中小建設業協会 会長 様

国土交通省大阪航空局
八尾空港事務所長



八尾空港周辺におけるクレーン作業について

厳寒の候、時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、八尾空港の運営につきまして、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、八尾空港周辺における物件（クレーン等の仮設物を含む。）設置については、航空機が安全に離着陸できるよう、物件に一定の高さ制限が設定されています。（航空法第49条）

昨年1月にもお願いしているところではございますが、貴協会から会員の皆様に、八尾空港周辺（別添地図の色付き範囲内）でクレーン作業を実施される場合には、「八尾空港高さ制限回答システム」(<https://secure.kix-ap.ne.jp/yao-airport/>)により、高さ制限をご確認いただきますよう周知をお願い申し上げます。なお、「八尾空港高さ制限回答システム」において表示される制限高は、地上高ではありませんので、ご注意願います。

また、クレーン作業の実施に際して、ご不明の点等ございましたら、下記の連絡先に事前にご連絡いただきたく、あわせて周知をお願い申し上げます。

記

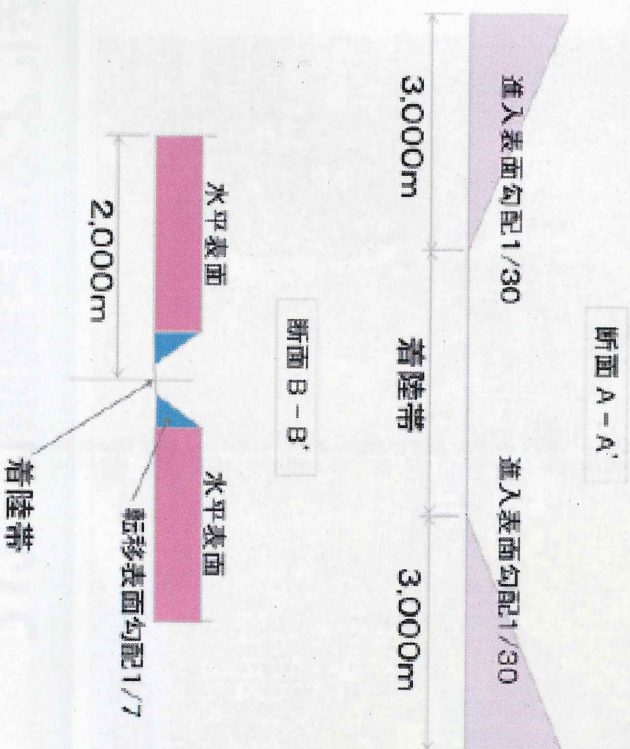
・八尾空港事務所航空管制運航情報官 072-992-0031

以上

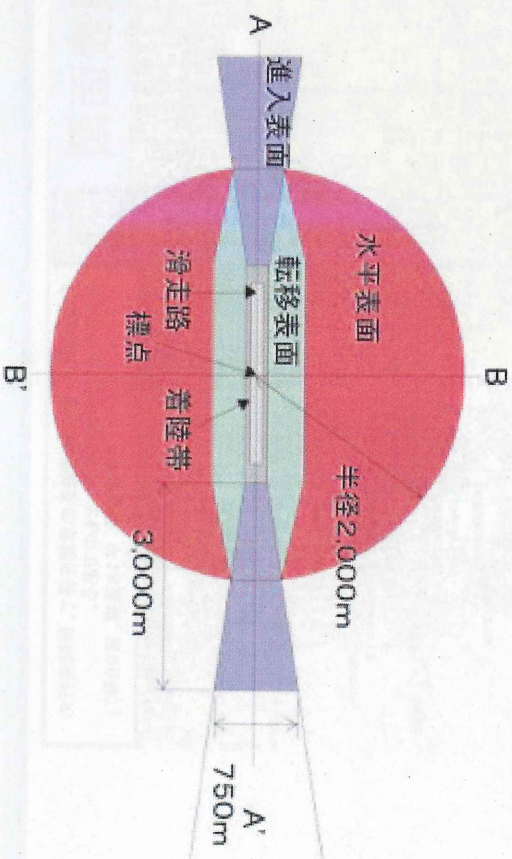
・航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、下図のような制限表面を設定しております。

・制限表面を超える高さの物件（建物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、**工事用クレーン**等の仮設物件、樹木及び上空に浮揚するアドバルーン、ドローンやラジコン等も含む）を設置することは航空法で禁止されています（第49条）。これに違反して、物件を設置・植栽・留置した場合、**50万円以下の罰金**に処せられることがあります（第150条）。

断面概略図



平面概略図



航空法による高さ制限について



八尾空港制限表面図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図を複製したものである。
(承認番号 平18近模、第96号)」



上記色付き区域内で物件の設置や工事用クレーンの使用を行う場合は、事前にインターネット上(下記URL)の「八尾空港高さ制限回答システム」において、高さ制限を突出していないか確認をお願いします。